



長野労働局発表（ 27 -78 ）  
平成 28 年 3 月 29 日

|        |                 |         |
|--------|-----------------|---------|
| 担<br>当 | 職業安定部           | 職業対策課   |
|        | 課 長             | 柳澤 幸    |
|        | 課長補佐            | 竹村 典幸   |
|        | 障害者雇用担当官        | 綿貫 昭二   |
|        | 電話 026(226)0866 | 内線 2363 |

## 医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業を実施

### ー長野県で初めての取組ー

#### 【モデル事業実施の趣旨・目的】

平成 30 年 4 月からの精神障害者の法定雇用率の算定基礎の対象への追加を踏まえて、精神障害者の就労支援策を充実・強化することが重要課題とされています。

しかしながら、現在のところ精神障害者の雇用促進、就労支援のための精神科医療機関とハローワーク等との連携については、十分な関係が構築されている例は少ない状況です。

厚生労働省では医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）を平成 27 年度から、全国 4 労働局で実施し、平成 28 年度からは長野労働局を含む 22 労働局に拡充して実施することとなりました。

長野労働局では、平成 28 年 3 月 3 日に上田公共職業安定所と精神科医療機関である医療法人友愛会千曲荘病院との間で就労支援モデル事業の協定を締結し、平成 28 年度予算が成立次第、精神障害者に対する就労支援を実施することとなりましたので、お知らせします。

#### 【モデル事業の実施内容】

医療機関の就労支援プログラムを利用し、就職を希望する精神障害者一人ひとりに対して、精神科医療機関とハローワークの担当者が中心となって就労支援チームを構築し、就職から職場定着までの一貫した支援を実施します。医療機関は、作業療法士や臨床心理士、ハローワークは職業指導官、精神障害者雇用トータルサポーター及び就職支援コーディネーターが支援に当たります。【別添資料参照】

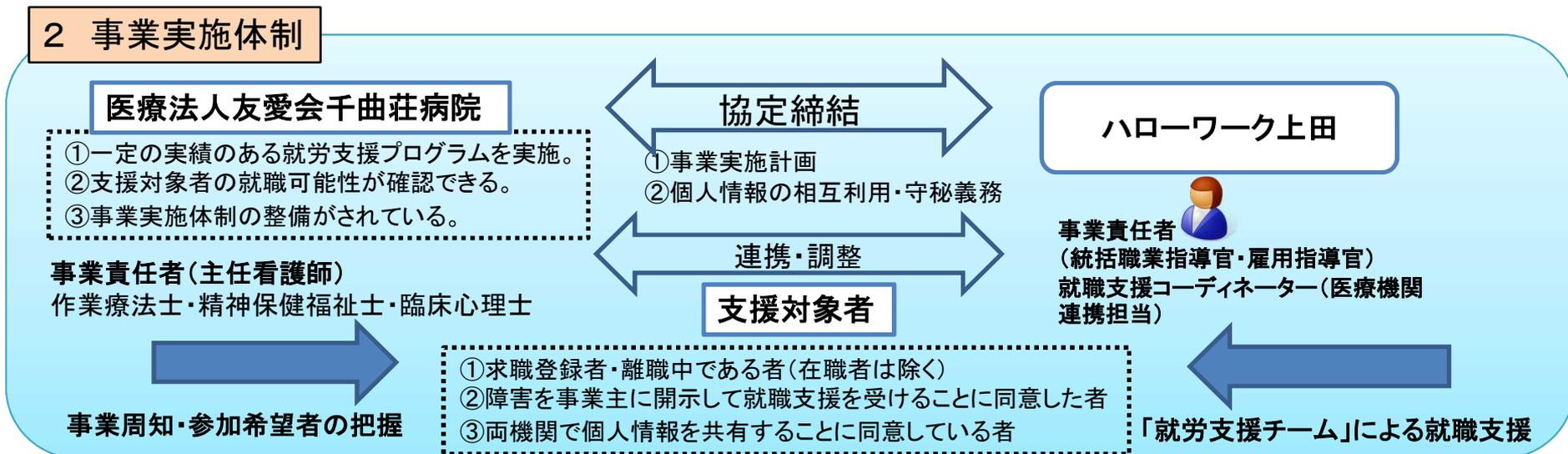
- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の作成等）、職業訓練のあっせん等
- (2) 職場実習の機会の提供
- (3) 精神科医療機関とハローワーク担当者によるケース会議の実施
- (4) 就職後の職場定着支援の実施

# 精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について(28年度新規事業)

## 1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

## 2 事業実施体制



## 3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ②職場実習等の機会の積極的な提供
- ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施